

旧窯業技術センターに係る区域指定の解除方針について

措置の完了確認

措置の内容	法に基づく確認の要件	結果
詳細調査	<ul style="list-style-type: none"> ・基準不適合土壌の範囲及び深さの把握する ・地下水汚染の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染状況調査により把握している汚染範囲（2区画、約165㎡）のボーリング調査を実施し、汚染土壌の深さを把握した。 ➤いずれの区画も表層（0～50cm）のみの汚染であることを確認 ・地下水流向下流側に観測井戸を設置し、溶出量基準超過項目（鉛、ふっ素）による地下水汚染の有無を確認した。 ➤いずれの項目も地下水基準を満たしていることを確認
除去工事	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の掘削除去 ・掘削範囲の埋戻し 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染が確認された深さ 1mまでの土壌を掘削し、汚染土壌は汚染土壌処理業者にて適正に処理した。（法第12条よる土地の形質の変更届及び法第16条よる汚染土壌の区域外搬出届） ・溶出量基準及び含有量基準に適合していることを確認した外部土砂にて埋戻しを実施した。
効果の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・工事を実施した区域の下流側での地下水の汚染状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策工事完了後に観測井戸の地下水調査を実施した。 ➤鉛、ふっ素とも地下水基準を満たしていることを確認



指定の事由

内容	○土壌の特定有害物質による汚染の除去により、指定に係る区域の全部又は一部について指定の事由がなくなると認めるときは、当該区域の全部又は一部についての指定を解除
状況	➤基準不適合土壌の掘削除去により指定の事由がない（掘削・埋戻しにより土壌の汚染は除去され、地下水汚染もなく措置の効果を確認）

【参考】

土壤汚染対策法（抜すい）

（形質変更時要届出区域の指定等）

第十一条 都道府県知事は、土地が第六条第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。